

「児童扶養手当法」の一部改正について

これまで、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。



●今回の改正により新たに手当を受け取れる場合
 ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
 ・母子(父子)家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
 ・母子(父子)家庭で、離婚後に父(母)が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

●新たに手当を受給するための手続き
 児童扶養手当を受給するためには、役場保健福祉課にて申請が必要です。
 ●支給開始日
 26年12月から27年3月の時点で申請されても、27年4月の支払いとなります。

問 申 保 健 福 祉 課
 電話(84)3152

「農地中間管理事業」を活用できます

●農地中間管理事業とは？
 農地を貸したい方(所有者)から、農地中間管理機構が農地を借り受け、規模拡大や新規参入される受け手(担い手農家等)の方に貸し付けることにより、農地利用の集積・集約化を進める事業です。

●農地の出し手や地域への支援
 次のような協力金があり、それぞれ一定の交付要件があります。
 ①地域集積協力金
 ②耕作者集積協力金
 ③経営転換協力金
 また、地域集積協力金・



問 申 農 業 委 員 会
 電話(84)3164

2015年農林業センサスにご協力を!

我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにすることを目的として、2015年農林業センサスが実施されます。12月中旬から調査員が農林業関係者の方々に訪問しますので、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

●調査期日
 平成27年2月1日現在

●調査の対象となる方々
 ・経営耕地面積が30アール以上の規模の農業を営む者 他

問 企 画 振 興 課
 電話(84)3162

なお、調査票に記入された事項については、統計以外の目的には絶対に使用されませんので、安心してご回答ください。



宝くじの助成金で、屋号母字に無線放送設備一式を整備しました。

問 企 画 振 興 課 電話(84)3162

